表３－４　基本許容値（TEC_{BASE}）

区分	グラフィックスの種類	デスクトップ又は一体型デスクトップ		ノートブック	
		性能	基本許容値	性能	基本許容値
0	グラフィックス全て	P≦3	69.0	P≦2	14.0
I 1	一体型又は切替可能グラフィックス	3＜P≦6	112.0	2＜P≦5.2	22.0
I 2		6＜P≦7	120.0	5.2＜P≦8	24.0
I 3		P＞7	135.0	P＞8	28.0
D 1	独立型グラフィックス	3＜P≦9	115.0	2＜P≦9	16.0
D 2		P＞9	135.0	P＞9	18.0

備考）　Pの算定方法は、次式による。

P＝ＣＰＵのコア数×ＣＰＵクロック周波数（GHz）

コア数は物理的なＣＰＵのコア数を表し、ＣＰＵクロック周波数（GHz）は、ＴＤＰの最大周波数を表し、ターボブースト周波数ではない。

表３－５　デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントにおける独立型グラフィックス許容値（TEC_{GR}）及び追加許容値

許容値区分			デスクトップ	一体型デスクトップ	ノートブック
TEC_{MEM}（kWh）			0.8		
TEC_{GR}（kWh）	G 1	ＦＢ＿ＢＷ≦16	36		14
	G 2	16＜ＦＢ＿ＢＷ≦32	51		20
	G 3	32＜ＦＢ＿ＢＷ≦64	64		26
	G 4	64＜ＦＢ＿ＢＷ≦96	83		32
	G 5	96＜ＦＢ＿ＢＷ≦128	105		42
	G 6	ＦＢ＿ＢＷ＞128 フレームバッファ幅＜192bit	115		48
	G 7	ＦＢ＿ＢＷ＞128 フレームバッファ幅≧192bit	130		60
TEC_{SW}（kWh）			0.5×Ｇ１		適用なし
TEC_{EEE}（kWh）			8.76×0.2×（0.15＋0.35）		8.76×0.2× (0.10＋0.30)
TEC_{ST}（kWh）			26		2.6
TEC_{DIS}（kWh）			適用なし	8.76×0.35× （１＋ＥＰ）× （４×ｒ＋0.05×Ａ）	8.76×0.30× （１＋ＥＰ）× （２×ｒ＋0.02×Ａ）

備考）１　TEC_{GR}は、システムに搭載した独立型グラフィックスに適用するものとする。切替可能なグラフィックスには適用しない。

２　ＦＢ＿ＢＷは、ギガバイト毎秒（ＧＢ／ｓ）によるディスプレイフレームバッファ幅であり、算定方法は、次式による。

ＦＢ＿ＢＷ＝データレート（MHz）×フレームバッファ幅／（８×1000）

３　切替可能グラフィックス（TEC_{SW}）には、独立型グラフィックス許容値（TEC_{GR}）を適用することはできないものとする。ただし、切替可能グラフィックスを提供し、初期設定により独立型グラフィックスを有効にするデスクトップ及び一体型デスクトップコンピュータについては、該当するＧ１グラフィックス許容値の50％に相当する許容値を適用することができる。

４　TEC_{ST}は、製品に２つ以上の内部記憶装置（ストレージ）が存在する場合に、１回のみ適用することができる。

５　TEC_{DIS}におけるＥＰは、性能強化ディスプレイに関する許容値であり、次のとおり。

ＥＰ＝０　：性能強化ディスプレイなし

ＥＰ＝0.3　：性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が27インチ未満

ＥＰ＝0.75：性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が27インチ以上

ｒはスクリーン解像度（メガピクセル）、Ａは可視スクリーン面積（平方インチ）

⑵　目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

６－２　磁気ディスク装置

⑴　品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

①記憶容量が１ギガバイト以下のもの

②ディスクの直径が40㎜以下のもの

③最大データ転送速度が１秒につき270ギガバイトを超えるもの

２　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。